

# 第 6 回 茨城県市町村合併推進審議会 議 事 録

日 時 平成 1 9 年 1 1 月 9 日 ( 金 ) 午前 1 0 時 3 1 分から

場 所 県庁庁議室

次 第

1 . 開 会

2 . 議 事

( 1 ) 構想 ( 素案 ) に対する意見募集の結果について

( 2 ) 自主的な市町村の合併の推進に関する構想 ( 答申案 ) について

3 . その他

4 . 閉 会

事務局

委員の皆様，おはようございます。時間になりましたので，ただいまより第6回茨城県市町村合併推進審議会を始めさせていただきます。

本日は11名の委員の方々にご出席をいただいているところでございます。

なお，本日は構想の素案に対する県民からの意見募集の結果などを踏まえまして，答申案を取りまとめていただきたいと考えておりますが，会議につきましては，具体的な合併の組合せの意見が出るのが想定されますので，前回の審議会同様非公開とさせていただきますと考えております。

それでは，ただいまから進行は関会長にお願いしたいと存じます。

関会長，どうぞよろしくお願ひいたします。

会長

皆さんおはようございます。大変お忙しい中をご出席賜りまして，誠にありがとうございます。

本日の審議会は，前回ご審議いただきました自主的な市町村の合併の推進に関する構想に対します意見募集の結果と，それを踏まえまして最終の答申案をご審議いただきたいと思いますので，よろしくお願ひを申し上げます。

なお，先ほど事務局から説明がありましたが，意見募集の結果を踏まえまして，具体的な市町村の組合せについての議論が考えられますので，今回の審議会は非公開とすることにしておりますが，ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長

異議ないものと認めさせていただきますので決定をし，非公開で実施することにしたいと思います。

ご案内申し上げます。議事に従いまして進めさせていただきます。

まず，最初の(1)「構想に対する意見募集の結果」につきまして，並びに(2)の「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」につきまして，あわせて事務局からご説明を申し上げます。

事務局

事務局の市町村課長の岡野でございます。よろしくお願ひいたします。

まず説明に入ります前に，資料の確認をさせていただきます。

4種類でございます。一つが，合併推進審議会次第のつづり，2枚つづりになってございます。これが一つでございます。それから右上に，「資料1」，それから「資料2」，さらに「参考」ということで，4種類の資料を提出させていただきます。ご確認いかがでございますか。

それでは，早速でございますが説明に入らせていただきます。

まず，スケジュール等につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料の次第の資料でございますが，これの2枚目に，市町村合併推進審議会の審議内容と今後のスケジュールという題目のものがございまして，これをご覧いただきたい

と思います。

この表の下から2つ目の四角にございますように、本日は構想素案に対するパブリックコメントの結果の報告と、構想の答申案の取りまとめとなっております。

なお、一番下に書いてございますが、11月13日に知事への答申を予定してございます。以上がスケジュール等でございます。

それでは、議題の(1)「構想(素案)に対する意見募集の結果」について、及び(2)の「自主的な市町村の合併の推進に関する構想(答申案)」について、あわせてご説明をさせていただきます。

まず、「資料1」とございます冊子をご覧いただきたいと存じます。

初めに、前回の審議会でご審議いただきました構想(素案)につきましての県民からの意見募集、いわゆるパブリックコメントの結果につきましてのご報告でございます。

この資料1の1ページでございますが、1に書いてございますように、意見募集期間につきましては、今年の8月13日から9月12日までの1カ月間といたしました。

2の意見の提出状況でございますが、全部で1,208件の意見が寄せられておりまして、(2)の表にございますように、利根町から全体の95%に当たる1,153件、龍ヶ崎市から3.5%に当たる42件、その他の市町村から12件、また県外からは、茨城県出身の東京在住の方から1件意見提出がございました。

その下の(3)の意見の主な内容でございますが、龍ヶ崎市と利根町の組合せに関する意見が1,197件と大多数を占めておりまして、うち表の左側、意見の区分でございますが、賛成の意見が1,142件ございまして全体の95%を占めてございます。

賛成意見の内訳でございますが、右側の欄にございますように、利根町民から1,101件ございまして、意見としましては、早期の合併、合併による財政基盤の強化、合併協議会の設置勧告、国県の財政上の優遇措置などがございました。

また、龍ヶ崎市民からは、公共施設の相互利用、千葉県との隣接による龍ヶ崎市の発展などの意見で38件ございました。

その他の市町村から合併の推進などの意見が3件ございました。

次に、ページをめくっていただきまして、2ページの上の表でございますが、合併に反対との意見といたしまして、利根町民から19件ございました。主な意見としましては、利根町は取手市と合併すべきといった意見などがございました。

次の段のその他でございますが、36件ございまして、これは龍ヶ崎市、利根町の組合せにつきまして、賛否が不明の意見でございます。利根町民からは、合併した場合のメリットなどの情報公開を求める意見などが。龍ヶ崎市民からは、住民税の負担軽減が図られれば賛成といった意見がございました。

次に、真ん中の欄の将来目指すべき合併パターンに関する意見でございます。表は、主な意見を対象地域別に見たものでございますが、五霞町、龍ヶ崎市と牛久市、つくば市に関する意見がございました。

内容につきましては、後ほどご説明を申し上げます。

その他でございますが、市町村合併全般の意見が4件ございました。主な内容といたしましては、合併は市町村の自主性に任せるべきである、合併の失敗事例についても紹介すべきであるという意見。さらには、自治体の歴史的なつながりや住民感情を見きわめて

合併を進めるべきである。歴史や地理を考慮した新市の名称をつけるべきであるという意見がございました。

次に、3ページでございますが、「3 意見に対する考え方」を整理したものでございます。いただいた意見につきまして、構想の内容にかかわるものにつきまして、それらを幾つか分類集約いたしまして取りまとめ、意見に対する考え方をお示ししたものでございます。

まず、(1)の「構想対象市町村の組合せに関する意見」でございますが、「賛成」の「ア 県の支援措置等に関する意見」でございます。

番号1と振ってございますが、一つ目は、強力な県の指導のもと、何としても龍ヶ崎市、利根町の合併を実現してほしいという内容でございます。同様の意見がこのほかにも53件ございました。

2番目でございますが、龍ヶ崎市の合併気運の高まりを消極的に待つだけでなく、県が合併優遇措置の拡大等によって合併気運を高めることを期待するという内容でございます。同様の意見がほかに23件ございました。

3番目につきましては、新法では、対象市町村に合併協議会設置を勧告する権限が知事に付与されているので、強力な権限で推進してほしいというものでございまして、同様の意見がほかに26件ございました。

これらに対する考え方でございますが、右側の欄をご覧いただきたいと存じます。ポイントだけ申し上げますと、市町村合併の推進は、新合併特例法下においても、市町村における合併気運の醸成や合併についての助言、支援はもとより、県の具体的な支援策の展開、さらには、新たな財政的支援措置を検討する必要があると考えているところでございます。これらの点につきましては、構想の33ページから34ページに記載されてございます。

また、合併協議会の設置勧告につきましては、新合併特例法第61条に規定がございまして、あらかじめ構想対象市町村の意見を聴かなければならないとされておりますので、龍ヶ崎市、利根町の合併意向や住民の合併気運などを踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

ページをおめくりいただきたいと思えます。

4ページでございますが、イの「龍ヶ崎市・利根町合併後の次の合併まで言及した意見」についてでございます。

番号4でございますが、4番目の意見の概要でございますが、龍ヶ崎市は、利根町との合併後、第2段階として、牛久市と合併すべきとする構想を打ち出してほしいというものでございまして、ほかに同様の意見が4件ございました。

5番目は、当面龍ヶ崎市と利根町の合併を支援するが、将来は、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、つくばみらい市、利根町の6市町での合併をすべきという内容でございます。そのほか、合併後さらに広域での合併の意見につきまして、下の欄にいただいた意見の組合せを載せてございます。

これらの意見に対する考え方でございますが、右側の欄3行目から書いてございますが、その後の合併の組合せについては、平成12年12月に策定いたしました将来目指すべき合併パターンを、現在の44市町村の区域で置きかえたパターンを示しておりますので、このパターンを参考にしながら、各地域において組合せなど、合併に関する議論を交わしてい

ただきたいと考えてございます。

なお、この合併パターンにつきましては、適切な時期に見直すことが望ましいとしておりますので、今回いただいたご意見は、その見直しの際の参考とさせていただきたいと思っております。この件に関しましては、構想の 30 ページに記載されてございます。

次に 5 ページでございますが、の「反対」の意見でございます。6 番の意見としましては、利根町は取手市との合併を優先すべきという意見でございます。取手市、利根町の組合せとすべきものは、ほかに 4 件ございました。

その下の 7 番目でございますが、最低 30 万人の人口規模での合併ということで、取手市、河内町、利根町、守谷市の 4 市町での合併が必要という意見でございます。広域での合併を求める意見は、このほかに 10 件ございまして、その組合せは下の欄に載せてございます。

次の、一番下の 8 番目でございますが、利根町は合併ありきではなく、自立を目指すべきであるという意見でございます。

これらの意見に対する考え方につきましては、右側の欄 5 行目から書いてございますが、利根町においては、町長、議長、住民等が龍ヶ崎市との合併を望んでおり、龍ヶ崎市も、将来的なまちづくりの基本として、時期に関係なく、牛久市と利根町の組合せを考えていることから、龍ヶ崎市、利根町を、合併協議を進めることが望ましい組合せとしたところでございます。

取手市や牛久市につきましては、新法下での合併意向がなく、また、守谷市、河内町につきましては、新法下での合併意向はあるものの、相手先市町村との意向が異なることから、構想対象市町村の組合せに、位置づけに至りませんでした。また、県外の市町村につきましては、利根町を始め、県外のすべての市町村が合併の相手先として考えていないことから、検討対象としなかったものでございます。組合せについてのご理解をいただきたいと考えてございます。

これらにつきましては、構想の 28 ページに載せてございます。

1 枚めくっていただきまして、6 ページでございます。

「その他」の意見でございます。

まずアの「合併の効果等について情報公開すべきという意見」でございますが、合併によるメリット、デメリットがいかなるものか十分説明すべきである。今回の利根町、龍ヶ崎市との組合せについての情報公開を徹底し、十分に説明を行った上で結論を出すべきであるという内容でございます。合併の効果などについて公表を求める意見がこのほかに 5 件ございました。

意見に対する考え方でございますが、右側の欄でございますが、合併による効果等につきましては、資料 2 の構想答申案の後ろから 3 枚目の資料編 8 ページ以降にまとめてございますが、旧法下での合併市町村においては、合併後間もないこと、また現在合併後のまちづくりに重点的に取り組んでいるところでございますので、今後徐々にその効果があらわれてくるものと考えてございます。県といたしましては、こうした具体的な合併効果や課題などの把握に努め、情報提供を行ってまいりたいと考えてございます。

この件につきましては、資料 2 の構想の答申案に、合併の効果や課題等を情報提供する旨を新たに追加することといたしましたので、後ほどご説明申し上げます。

また、龍ヶ崎市と利根町が合併した場合の効果や課題等につきましては、これまでの合

併がそうでありましたように、今後合併協議を進める中で具体的に検討され、それらは当然住民に公表されるべきものと考えておりますので、構想にはこの意見を採用いたしませんでした。

次に、イの「利根町民の住民投票を条件に加える意見」についてでございますが、右側の意見に対する考え方でございますが、市町村合併は、地域住民の意向を踏まえ、市町村が自ら判断することが基本でありますので、合併に関する住民投票を実施するかどうかについても、利根町において判断すべきものと考えておりますので、この意見につきましては採用いたしませんでした。

次に、7ページでございますが、「将来目指すべき合併パターンに関する意見」でございます。11番目の五霞町に関するものでございますが、意見の概要といたしましては、構想の中に、五霞町について、過去の経緯等を勘案し、埼玉県幸手市、埼玉県自治体との合併も考慮すべき旨を明記すべきであるというものでございまして、ほかにも、五霞町は埼玉県幸手市との組合せとすべきという意見が2件ございました。

次の12番目でございますが、龍ヶ崎市と牛久市に関する意見でございますが、二つございまして、一つは、龍ヶ崎市の将来目指すべき合併パターンとして、龍ヶ崎市と河内町を切り離し、牛久市、利根町との合併をというものでございます。もう一つは、牛久市と龍ヶ崎市は、稲敷広域圏として共同事務を多く実施していることから一緒のグループにしてほしい。牛久市は、つくば市、土浦市方面の組合せとなっているが、パターンを変えてほしいという内容でございます。

続いて、13番目でございますが、つくば市に関する意見でございますが、つくばエクスプレス沿線は一体感があるので、土浦市との合併については反対という内容でございます。

これらの意見に対しましては、右側の欄にございますが、構想の中で示しております、将来目指すべき合併パターンは、新合併特例法に基づく構想対象市町村の組合せではなく、各地域での合併論議を喚起するための参考としてお示ししたものでございます。したがって、各地域で、合併に関して積極的に議論を交わしていただきたいと考えております。

なお、いただいたご意見につきましては、見直しの際の参考にさせていただきたいと考えております。この件につきましては、構想の30ページに記載されてございます。

この資料1の、ただいまご説明いたしましたパブリックコメントの結果につきましては、本日、審議会でご了承いただければ、公表いたしまして、マスコミにも資料提供をしたいと考えてございます。

なお、ご紹介申し上げました意見以外にも多くのご意見をいただいておりますが、全てをご紹介することはできませんが、お手元の右上に「参考」と書いてございます資料、冊子をお配りしております。こちらに主だった意見につきまして、原文のまま載せてございまして、後ほど参考までにご覧おき願いたいと存じます。

以上が、素案に対する意見募集の結果でございます。

それでは、引き続きまして、「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」、答申案につきまして、ご説明申し上げます。

右上に「資料2」とあります冊子をご覧願いたいと存じます。これに答申案を載せてございます。

この答申案につきましては、構成や主な内容につきましては、前回の審議会でご説明し

ました素案とほぼ同様でございますので、素案を修正した部分のみご説明申し上げます。  
この資料の6ページをお開き願いたいと存じます。

図面の新たな追加でございます。平成17年10月1日現在の市町村別の人口を色づけしたものでございます。人口の現況をわかりやすく示すため、新たに追加をいたしました。  
続きまして、28ページをご覧いただきたいと思います。

中ほどより上でございますが、「(3) 構想対象市町村の組合せ」の上から5行目でございますが「利根町においては、町長、議長、住民等が龍ヶ崎市との合併を望んでいる状況にある」というところがございまして、下線を引いてございます太字の「住民」という文言を新たに追加いたしました。これにつきましては、パブリックコメントにおきまして、利根町の住民から1,100通を超える龍ヶ崎市との合併を望む意見が寄せられましたので、住民の意向を明確にするため「住民」という言葉を書き加えたものでございます。

次に、その下の段の の構想に位置づけなかった検討対象市町村についてでございますが、2行目からの下線太字部分「人口減少や高齢化の進行、将来の行財政の見通し等を踏まえると、より一層の行財政基盤の強化が不可欠であることから」の文言を新たに追加いたしました。これにつきましては、組合せを示さなかった16市町村につきましても、合併の必要性を強調するために追加したものでございます。

またその下の2行目からでございますが「相手先の市町村が合併に慎重であることなどから」の部分でございますが、素案におきましては、「合併意向がない」としてございましたが、下線太字の部分であります「合併に慎重である」と表現を修正させていただきました。

同じく、下から3行目でございますが、下線太字の部分でございますが「県としても、合併に向けて積極的に支援、協力を行っていくべきである」と、このような文言を追加し、県の合併への積極的な取り組みを追加記述いたしました。

最後になりますが、33ページをお開き願いたいと存じます。

の「自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置」というところでございます。真ん中辺下の方の「(2) 普及・啓発活動」についてでございますが、パブリックコメントにおいて、合併のメリットやデメリットについても情報公開してほしいという意見がございましたので、3行目からの下線太字の部分でございますが「旧合併特例法下の合併市町村における具体的な合併効果や課題等についても情報提供を行っていく」ということを、新たに追加記述いたしました。

前回の審議会でご説明いたしました素案の内容に修正を施した部分は以上でございます。以上が、事務局からの議題(1)及び(2)の説明でございます。

会長

ありがとうございました。

素案に対する意見募集の結果につきまして、及び自主的な市町村の合併推進に関する構想について、ご意見、ご質問がございましたらお願いを申し上げたいと思います。

どうぞ。

委員

すごく基本的な質問なのですが、パブリックコメントということなのですが、かなり偏りがあるように見えるのですが、そもそもどういうやり方でパブリックコメ

ントを実施されていたのか。

それでこのところに「住民」という文言を入れられたことに関しては大変私もよろしいと思うのですけれども、ただ、利根町にいたりまして1割弱ですよね、1,000人ということ。ですからそのところは、うまく表現されないと、形だけではないかと言われかねないと思うのですけれども。そのパブリックコメントのやり方についてご説明いただきたいと思います。

会長

お願いします。

事務局

それでは、事務局の方からご説明させていただきます。

まず素案のパブリックコメントの実際のやり方でございますけれども、まず前回の審議会におきまして、8月9日に、マスコミの方に構想（素案）を記者発表するに合わせまして、8月13日から1カ月間、パブリックコメントを実施しますというものを説明してございます。

それで、具体的なやり方でございますけれども、県のホームページにそのパブリックコメントをする旨の内容及び構想（素案）等について掲載しますとともに、県庁の情報センターあるいは県庁の出先機関であります地方総合事務所、そちらに構想の素案を置きまして、意見を求めたところでございます。

またあわせまして、このパブリックコメントを実施する旨を、県内全市町村に通知をいたしまして、各市町村に対しまして、いわゆる市町村のホームページ、あるいは広報紙、窓口などで、パブリックコメントをやっている旨を住民の方に広報していただきたいということをお願いをいたしまして実施したところでございます。以上でございます。

会長

いかがでございますか。よろしいですか。

委員

はい。

会長

どうぞ。

委員

ポイントのところは、事務局の方から説明していただいたパブリックコメントについてですが、やはりぱっと見て、利根町、龍ヶ崎市がその合併推進の構想に具体的に入っていますので、そちらの住民の方がほとんどを占めているというのは当然だと思うのですが。人口規模からしますと、やはり利根町が1,153件の意見があったということで、ぱっと見てこれは結構多いなと。今事務局の方が説明されたようなやり方で意見を募集している中でいうと多いと、逆に私ちょっと、町議会議員の方の後援会の方なりに若干組織的なそういうこともあったのかなというような感じもしたのですが。実際に、そのホームページを主体に意見を集計される過程で、そこら辺の何か、印象論でも何でもいいのですが、何かございませんか。

事務局

ただいまのご質問にお答えいたします。



先ほど市町村への周知方法といたしまして、ホームページとか、市町村の広報紙、あるいは窓口等というご説明をいたしましたけれども、利根町だけにおきましては、その方法以外といたしまして、県民意見の募集チラシを各戸配付したという手法をとっておりますので、このようにたくさんの意見が出てきたのではないかと考えております。

会長

本当に、1,000件以上が出るというのは特殊な地域ですものね。

余り直接的になっては失礼であります、委員は。

委員

そうですね。多くの皆さん方のご協力を得てのパブリックコメントが出されましたが、私から申すまでもございせんけれども、このパブリックコメントにつきましては、民意、いわゆる市民の皆さんがどう思っているのか、それらを推し測るための一つの材料であります。大変事実としてこれは受け止めておるところでございます。

今ほど出ておりましたように、件数から見ると、ちょっと温度差があったのかなという感じはありますけれども、やはり先ほど訂正がされておりましたように、町も、それから議会も、住民もという一つの動きが新たに加わってきたということも事実として受けとめておるところでございます。

委員

よろしいですか。

会長

どうぞ、お願いします。

委員

パブリックコメントにも、3ページにも記載をされておりますし、構想の33ページにも記載をされておりますけれども、この合併審議会の、2回前の審議会だと思っておりますけれども、具体的な財政支援がどうなるのか、今後知事の方の合併推進本部等でも議論されるというふうに思うのですけれども、その際の議論でもございましたけれども、旧法下と新法下の県の支援ということは、やはり少し割り引いて考えていくべきではないかというお話もございました。

また、国におきましても、国の合併補助金、大体3億円から4億円は、これは廃止をされました。そして合併特例債も廃止をされ、新たに合併推進債として、充当で90%の交付税措置が40%から50%という新たな制度ができました。そして、県における特例交付金も、これまでは2億5,000万円の、二つであれば5億円、さらには新市町村づくり支援事業ということで、県の事業であれば10億円、市町村の事業であれば7億円と、こういうことがあったわけですが、新たなそういうものも、やはり出していくべきなのではないのかなというふうに思うのです。

そういう意味は、これから協議をするのか、この枠組みだけを一応出して、構想を出して、その後、執行部の方で新たな施策というものが出されるのかどうなのか、その辺については確認をしておきたいし、また当該市町も、それらについても大変気になるところではないのかなというふうに思っていますので、どのような進め方をされるのかお尋ねしておきたいと思っております。

会長

事務局，どうぞ。

事務局

今回の審議会の中では，今，委員からご指摘がありましたような，前回並みとはいかないまでも，できる限りといいたいでしょうか，合併を促進していくために，県としても支援をしていくべきではないかというご意見が，これまでもいただいていたわけでございます。

この答申をいただいた上で，我々県の方の執行部の中にも，合併推進本部というのがございますので，その中で，県としてどのようなやり方で支援をしていくのがいいのかということ十分にそこは議論をした上で，県の方も大変そういう意味では県内の自治体の中で一番財政状況が厳しいような状況でもございますが，それはそれとして，今後の将来に向かっての合併についてどういうふうな支援をしていくべきなのか，そこはよく十分に議論をした上で決めていきたいというふうに思っております。

ちなみに，前回の旧法下での合併での，例えば，2.5 億円掛けるそのままの市町村数にしてあるとか，10 億円事業などというのは，全国見渡してもほとんど例がございませんし，2.5 億円の方も，普通はその時点でもう1 億円だったところもあり，2 市町村の合併の場合は，1 引いて1 掛けるだけのところもございました。そういう意味では，前回旧法下での合併での支援というのは相当手厚かったというふうに思っております。

そこまでできるのかどうかというのは，財政の方も見渡して，私，所管しておりますので，なかなか厳しいなという気もいたしますけれども，今委員からご指摘ありましたような気持ちというのでしょうか，ご意見を十分に受けとめて，そこはしっかり，できる限り支援できるように検討してまいりたいと考えております。

委員

個人的な意見を申し上げたいと思っておりますけれども。旧法下における金額は今申し上げましたけれども，どの程度が適当なのかなというのがございますけれども，やはり財政需要が当面必要になってくるというふうに思いますので，個人的には，7 割程度ぐらいを目途に考えていただくように，私は個人的に，この委員会において要望しておきたいというふうに思います。

会長

いかがでございますか。

はい，どうぞ。

委員

やはり合併の話になりますと，もちろんお金がついて回りますので，財政というのは非常に重要な要素ではあると思うのですが，具体的に生活する者にとっては，どういう変化があるのかというのは一番気になる場所であると思うのですね。何億円というお金を説明していただくということも大変重要なのですけれども，それは具体的に生活としてどう変化するのか。そういう意味では，ここで効果を出していらっしゃるのですけれども，もう少し具体的に，どういう効果があったのかということについて，もちろん効果というのはこれからみんなで作っていかねばいけないと思うのですが，説明責任というのがどこかついて回りますので，それについてはもう少し具体的に数値等を示していただいた方が，イメージとしては，普通に生活する者にとってはありがたいことではないかというふうに私は感じました。以上です。

会長

大変難しいお話のように感じますが、事務局どうですか。

事務局

この答申の中で、合併の効果ということで、具体的な例示をもってさせていただいたわけですが、我々議会の方の総務企画委員会という会議でも、合併のその後はどうなったのかというものを、このあいだ、集中審査がございました。我々の方でデータをお示ししながらご説明をしたのですが、先ほど説明の中にもあったのですけれども、合併直後というのは、例えば職員の削減効果というのはなかなか出にくい、過去の例を見ましても、四、五年たったぐらいからわっと落ちていくというようなこともございまして、今回の旧法下での合併の場合に、まだ目に見えた職員の削減というものは、落ちてはいるのですけれども、なかなか大きくは出にくいというところがあるのかなということでご説明を差し上げました。ただ、そのことも含めて、過去の例も含めて、例えば、これからこういうことが期待されるというようなことも、できる限りそこは具体的な例をもって書き込めるようにちょっと工夫してみたいと思います。

会長

いかがでございますか。

私は、これも個人的であります、県の財政が難しいから今回はだめだということと、民間の物の考え方は、苦しいけれども、そこは何とか工面をしてやるというのが一つ。もう一つ、物事を解決するのに第一番目、今回の合併にしましても、スムーズに合併された時期とそれが難しく第二段階で合併する折には、マイナスにするというのは民間では考えられないですよ。大変なんだから余計に金出してやろうと、あるいは値引きといってもおかしいのでありますが、そういうような発想があって、第1回目に参画できなかった人も、第2回目には参加して何とかよくしていこうということになるように感じたのであります。先ほどの事務局のお話ですと、県も財政的に大変だと、それはどこも大変なのであります、そここのところの将来よくなるのだとすれば、無理しても工面をして、前進させるというようなことが必要なのかなと。全く個人的ではあります、そう感じたのであります。もしありましたら。

事務局

各部局から、私そういうふうに言われておりまして、なかなかどこの部局からも、これだけは将来に向けての投資だからということで、非常に厳しく言われておりまして。また、職員給与の方なども、国に交渉して職員給与も確保するというところで、これは組合の方から相当言われましたが、何とかということをお願いをしております。

そういう状況ではあります、福田総理に代わられまして、地方の格差是正でありますとか、これまで相当国から地方への地方交付税という交付金を大幅にカットされていたのが、少しその風向きも変わってまいりまして、財源の方も少しは配慮してもらえるのかなというふうにも私は期待してございます。

そういうふうな環境、あるいは自分のところの税収、そしてほかのところをできるだけ切り詰めていって、将来に向かっての投資については何とかということにつきましては、十分に頭に入れまして、先ほど委員から7割という話もありましたが、なかなかその率でちょっと申し上げるところまでまだいかないのですけれども、前の旧法下での合併で頑張

ったところとの比較というのでしょうか、無理してでも頑張っていたところとの関係も頭に入れながら、なかなか非常に厳しい情勢なのですけれども、ぎりぎりの答えを探るべく、そこは予算査定、予算編成の中で十分に検討してまいりたいと思います。

会長

ありがとうございます。

どうぞ。

委員

前回か、何回か前も、合併をしたところと、これから進めようとするところの支援策ですよね、これが非常に大きな議題になったと思います。私は、やはり旧法の場合に、特例期限というものを明確にして、国も県もそれに合わせるようにというか、それがもし過ぎたときには支援はなくなりますよという形できたのですよね。そのために、80 幾つあった県下の市町村が、懸命な努力の中で 44 の市町村になったと。やはりその経緯というものは尊重すべきであろうというのが、私はこれは変わりません。

ただ、私少し今変わってきましたのは、その話はあくまでも原則論、私は原則はそうではなくてはいけないという考えではありますけれども、今回新法下における合併推進、今までいろいろな意見を聞いてきた中で、唯一、龍ヶ崎市と利根町がここにのってきました。そうすると、この一つのものを、本当に推進すると、県も一生懸命頑張ると、そして先ほど委員からもお話がありましたように、利根町側の意向というものも、それなりに理解ができそうだと、今までいろいろな感情のものがあつたけれども、できそうだと。あとは大きな心の中で、龍ヶ崎市さんが少しでもその方向にいくとするならば、やはり旧法下における財政支援策に準ずるような形で行うことも、これは特例として私は必要なことではないのかなという考えを持つに至りましたので、少し変わりましたのでご理解いただきたいなと思います。

会長

委員。

委員

私のところは、合併に向けて努力をして、その結果ああいう形になったということで、それぞれ合併しようとしてできなかったところが残っているわけですがけれども。やはり当事者として考えれば、今の時点で、次なる具体的な合併というのは考えられない状態、相手先があつてやったわけですがけれども、結果としては、いろいろな事情があつて御破算になった。

それで今の時点で、ではどこで合併するかというと、やはりそのあたりが対象になるのだけれども、非常にいろいろな形での影響が生々しく残っているわけですから、そこと今すぐ話をまた始めましょうというわけにはいきませんし、それでまた別の方向も考えてはいるのだけれども、そこでは、今の時点では全然考えていないよと、そういうことですから。

大体この 18 年 1 月にやったアンケートでも、中長期的には考える必要があるというのがほとんどなんですね。そういう意味からすれば、中長期的には、やはり必要になってくるという認識はもっているのだけれども、これを今の時点でやるというのがかなり無理があるということだし、パブリックコメントに対する意見として、ほとんどほかから出てこな

いということは、そういうことの反映であるのだろうと思うのです。

それで既に合併できたところについては、必要なしという形で意見が出ているところがあるわけですから、中長期的に考えるととなると、例えば、ほんの隣接して、せいぜい 10 万とかそういうことじゃなくて、もっと広域化した形で、30 万という一つの数字なんかも出ているけれども、そういうようなスケールで考えるようになると思うのだけれども、今すぐ広域化した形でのまとめ、それを具体的に推進しようということにはなかなかないという実態があるので、もうちょっと本来のいい形での合併するための時間が必要なのかなというのが、当事者としての私の考え方ですね。

会長

ありがとうございました。

そのほか、ご意見、ご自分でお考えになられているところで結構でございます。

委員

福島県の矢祭町。あそこの町長が合併しなくてもやっていけるのだと、大分たんか切ったわけですね。ところがやめたんですよ、そうでしょう。そして結局、なぜやめたのかというか、財政的な支援もさることながら、彼が言っているのとまるっきり時代が変わってきたと、こう思うんですよ、私は。その 30 年前のとか、いろいろあるけれども、いろいろ法律ができて、地方分権の時代が進んでいるわけですからね。だから今までの状態でやれないと。だから合併して、できるだけ無駄なものを省いていこうじゃないか、これ当然のことだと思う。だから地方分権も達成していない昭和 30 年ですね。もう合併のときには、職員は半分になるとか、あるいは 400 人いたものが 200 人になるとか、いろいろあったんだ県の方の説明も。

それから、それに対する財政支援もあったけれども、要するに市町村の長が集まって、私もつくるのだから、あなた市町村長みんなやめて、新しい市町村長にしようじゃないかと。だれかが残ると自分らの欲得で合併を阻害すると。みんな辞めてやりましょうと、やり方はそうやって、新しい市長を出したわけ。それがあつたんですよ。それ、自分でやりたいために合併しない。合併しないで、行き詰まった、それで結局辞めた。そういうことも一つの参考だと思うのだ。

利根町と龍ヶ崎市だって、当事者はやることに決めたのだから。何で壊れたかという原因があるのです。それでああでもないこうでもない、利根町のことをよく私わかるけれども、利根町は前の町長はどうなったんだかわからないでしょ。どこに住んでいるのだから。あれ見てもいかに厳しかったかということですよ。だからつめ跡残したなんていう問題じゃないです。いろいろそこに政治的なものでも絡んできたから、ああいう結末になって、当時の町長、気の毒な人だと思うのですよ。私はこう感じた。

会長

どうぞ。

委員

第 1 回目のときに、私は多分住民の立場での意見をという位置づけでこの席に出していただいているというそういう意識のもとにご意見を申し上げたいというようなことで、なるときにそういうことを申し上げた記憶がございます。

合併をすることによって、それぞれその市町村によって、その住民の方が効果とかにつ

いろいろなお考えはさまざま，ご理解もさまざまだと思いますけれども，個人的なことで申し上げますと，常陸大宮市に御前山が合併したことによって，それまでかかっていなかった非居住者の住宅に住民税がかかるようになったのです。そういうことというのは事前に説明がなかったわけなのです。御前山村だったときというのは，本当に個人的なことで恐縮ですが，先祖が御前山出身なものですからそこに家が残っているわけです。そういう中で，合併したら住民税がかかってきた。その部分については，「あら何の事前の説明もなかったわ」という思いがあったのですが。

最近，時々行くことがありまして，近所の方のお話を伺いましたら，最近大変便利になったということなのですね。それは1日2回市のバスが巡回してくると。そういうことによって，ご存じのように高齢者の多い過疎のところでございますので，常陸大宮まで1日2回バスが出る。これ私もうっかりそこまで聞かなかったのですけれども，有料か無料かというのはあるのですが，そのバスが出ることによって，病院へ行くこと，それから役所関係の諸手続のこと，それからあと日常のお買い物ですね，それが非常に便利になった。ですから，2便あるから何時間かそこに滞在して帰ってくるということで，便利になったということ，当然住民の方も非常に喜んでいらっしゃる同時に，その大宮市の商店街にとっても客を運んでくれるわけですね。今までは，茂木町へ行ったり，常北，今城里ですか，の方へ買い物へ行ったりという，よそへ行っていた人たちを自分の町のところの方へ集客することができるという，そういう意味で，両面でこれはプラスの効果なのかなというふうにお聞きしてきたところでございます。

そういう合併したことによる効果というようなことも，やはり広く皆さんにご理解いただくということも必要なのだろうなというふうな思いであります。ちょっと個人的なことでの感想を申し上げます。

会長

ありがとうございました。

事務局，何か。

事務局

今ほど，合併の効果の方につきまして，具体的なお例示をいただきましてありがとうございました。

我々もいろいろ調べてはおるのですけれども，そういうふうにして聞かせていただきますと，非常に，よかったというふうに感じていただいていることもあるんだなと。なかなかよかった方は伝わりにくくて，悪かった方は非常に声が大きくなっちゃって伝わるということも多いものですから，そういうふうないいということを書いていただけるというのは非常に我々にとっても励みになるし，頑張らなきゃいけないと改めて思った次第でございます。

また，先ほど来，委員からご指摘がありました，一旦まとまっていたはずのものがこんなふうになったのは経緯があるんだと。前の経緯もきちんと踏まえて，どうするべきか考えていくべきだと。目の前のことだけ考えて合併しない宣言みたいのところ，私もそういうふうに見ておりました。そのままずっと責任をもって合併しないままやっていくのならともかく，やめちゃったので，あれはどうなっているのかなと思ったりもしたこともございました。

そういう意味では、目の前のことだけではなくて、やはり5年、50年後のことを考えて、町の形、市の形をつくっていかねばいけないというご指摘だったと思います。

ここで書かせていただいたものにつきまして、せっかく利根と龍ヶ崎ということ、ここまでいろいろ調整をして私も直接関係の方々にもお会いして、何とかここまでまいったものでございますから、ご指摘も踏まえまして、何とかこのまま、いろいろあるかもしれませんが、着実に進んでいくように私も十分に頭に入れたいと思います。ありがとうございました。

会長

せっかくのご出席でもございますし、お伺いしますと、今回が最後の委員会になるよしでございますので、もしできましたらご意見をいただければ。

委員

私も住民の代表ということで日立から参っております。2年前ですか、日立は十王さんと大変スムーズに合併ができました。とにかくお互いの住民同士が、仲間がふえたということで、大変喜ばしく、前夜祭までとり行ったわけでございます。ですから、すごく今、平和でございます。

それでいろいろちょっと気がつきましたですけれども、旧法で無理して合併した市町村と、それから、これからまた新法で県の財政的支援を受けながら合併することがあって、余りにも、何というのですか、不平等というか、不公平が生じないようにしたらよろしいかなと思いますし、あとは、市町村同士の住民の温度差がそんなに開かないような生活ができたらよろしいかなと思います。以上でございます。

会長

委員さん、ございますか。

委員

今、利根さんと龍ヶ崎さんの方はいろいろあったらしいですが、私個人としまして、結城から出てということで、結城は合併しなかったんですが、私、農協の方におりまして、農協は10年前18構想で始まって今29になっておりますね。農協は、結城、筑西、桜川市ひとつでJA北つくばとなっておりますので、結城市としましても、いろいろな広域関係が岩瀬まで入っているんですね。だからそのように大きなくくりでやっていただければ、そのような合併の形になるんじゃないかなと思っています。

会長

ありがとうございました。

委員さん、いかがですか。

委員

個人的な例になりますけれども、中長期的には、その地域の歴史なり、文化なり、具体的に言うと地名とかそういうことも、やはりいいものは残していくということは頭に置きつつも、こういうなかなかグローバルで厳しい状況になっているわけですから、中長期的には、合併は推進、促進していくべきであろうというふうに思っていますが。

先ほど、県の方からもありましたように、83から44市町村に合併が進んで、まだ1年、2年、3年ぐらいですから、やはり現状では、この龍ヶ崎市と利根町というところが一番実現可能性もあるし、現に、利根町の方は、今は、住民の多くの方が龍ヶ崎との合併を望

んでいるので、こういう答申でいいのだらうと思います。

一方で、ではそれ以外ということについては、それ以外の市町村の組合せについては、もうちょっとやはり時間をかけて、合併の効果の事例などもだんだんと出てくるでしょうから、そこから具体的に議論しても遅くはないのではないのかなというふうに……。全く感想みたいな話で恐縮であります。

会長

委員、いかがですか。

委員

この資料の終わりのところに、平成 12 年にこのパターンをつくったわけですね。委員と私もご一緒させていただきました。非常に感慨深くこの地図を見ておりました、この合併というときの流れ、時代の要請というものが、当時から流れてきて、今日 44 の市町村になったわけですけれども。やはりそれぞれ思うことと、また地元の方の思うことと、随分ギャップがあるということもよくわかりましたし、先ほどお話あったように歴史的なものもありますし、そういうものも、しかし一つのを示していくということでない、ことが進んでいかないのだなということも逆に感じました。

そういう意味では、またこれからいろいろなことがまた出てくるのではないのかなということですね。何か逆に今この次はどうなるのだらうと、どうしたらいいんだらうということちょっと今考えておりました。ありがとうございました。

会長

委員さん、どうぞ。

委員

さっきは、実際に合併ということに当たった当事者としての率直な感想みたいなことを述べたのですが、やはり中長期的に必要なという認識は、かなり一般的にあるわけですから、委員がおっしゃられたように、そういう観点というものをきちんと打ち出して、そのための方向づけをしていく手法というか、そういうことについて考え方をきちんと出す必要があるんじゃないだらうかという気がしますので。

一つ参考事例としていいますと、現在、県南地方総合事務所、あそこの管内で、県内市町村の連絡協議会みたいなのをつくって全市町村が参加しているのですが、そういうものをつくったという背景には、将来の広域的な合併、そういうものをにらんで、やはりこういうものが必要だらうということで。従来は市と町村が別々だったのですが、一緒に組織にして、定期的に勉強会やったり意見交換をしたりするような場をつくったのですが、やはり何かある程度長期的にいろいろ検討しながらやるような仕組みというものをつくる必要があるんじゃないかということを感じますので、その辺のご検討をお願いしたいと思います。

会長

ありがとうございました。

資料 1 の 3 ページの一番上に、意見の概要というところに「強力な県の指導のもとに」というものがありますが、何か伺いますれば、最初と今では、パブリックコメントで住民の声を聞きながらというふうに若干傾いているのかなと思いますが、本当に将来よくなることだとすれば強力な指導のもとにやられるのが仕事ではないかなと思いますが、事務局、



いかがでございますか。

事務局

ご指摘のありましたように、やはりできる限り県がリーダーシップをとって物事を進めていくように調整を図るということは大切なことであろうかというふうに思います。

ただ一方で、現在の枠組みは、自主的な市町村の合併ということにもなっておりますので、市町村、首長さん、議長さんの考えも十分に踏まえた上で進めていかなければいけないということも事実かと思えます。一方的に権限があって、こことこことはこういうふうにくっつけというふうな感じの、例えば、指示が出せる、命令ができる法律上の権限があるというふうな枠組みに、もし例えば道州制を念頭にそんなふうな仕組みになる時期があるのかもしれませんが。そうなったときであってもやはり住民の感情、気持ちを十分に踏まえてそういった権限も行使しなければいけないのだと思いますが、現在の特に自主的な市町村の合併の推進という枠組みの中では、やはり一方的に命令したから進むというものではない。しかし、強力な指導といいますか、リーダーシップというのが何なのかということ、それはやはり何というのでしょうか、大きな声で言うのではなくて、その関係者の方々に丁寧に説明をして、一生懸命説明をして、そしてそれをわかっていただいてその結果につなげていくということ、丁寧に、地道にといいいますか、着実にというのでしょうか、しかし強い気持ちでやっていくということが大切なんじゃないかというふうに思っております。

せっかく書いたものを結果が成就しないようにしてしまうのは、余りに、これまでの努力からすると、これまでの経緯を踏まえましても、大変いかがなものかと思えますので、ご指摘がありましたように、今現在の枠組みのもとではあります、また知事さんの考えもちろみあるわけでございますけれども、我々事務方としましては、何とかそれが成就する方向で、今ご指摘があったようなことを踏まえまして、努力をしてまいりたいと考えております。

会長

ありがとうございました。

ご意見、お願いします。

委員

財政がどうだ何だと言っているけれども、つくば市の合併、あれは竹内知事のときに、筑波は合併させようと、そして科学万博成功させようじゃないかと、そういう発想がありまして、私もその仲間に入って、竹内知事と一緒にあちこち歩いた。私の知っている人がいっぱいおるだろうと。博覧会には間に合わなかったけれども、それがきっかけになって合併ができた、5町村が合併して。財政がどうだこうだではなくて、ここは学園都市なのだ、これが日本の将来の目玉なんだと、やろうじゃないかと、こういうことで、みんなが集中しているから合併できるのです。金ばかり当てにしてはだめ。金なんかさっぱりださくないですよ。私は竹内知事と筑波から歩いたけれども、いろいろ集めておいて、行ったら、「帰れ」とかひどかったんだ本当に。それでも結局、今は円満にいつているんじゃないですか、結果的になかなか。やはり気力だよ。パブリックコメントだけでできるわけではない。県の指導がものを言うわけですもの。それと住民の協力ですよ。

会長

だから少しやればよくなりますよというのはやらなきゃ。県も国も知りませんが、皆さんの気持ちが合うのならやったらよいでしょう、これは。本当によくなると思ったら、それは茨城県でもっと借金したって金出して進めるようなことというのが、商売はみんなそうじゃありませんか、よくなると思うから借金して商売するのですよ。それをうまくなったら返済していくということでありまして、今手元にないからだめだということだけでは、それこそ住民が何やっているのだろうというような気持ちに、あるいは相なるかもしれませんですよ。ぜひ、積極的にお進めいただければありがたいと思いますが。

これで大体のご意見頂戴いたしたわけでございます。皆様方のご意見を踏まえまして、原案を修正して、そしてもちろん皆様方にご意見をちょうだいしつつではございますが、事務局に一任して、それを決定してよろしいでしょうか。お諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長

ありがとうございます。

それでは、申し上げましたように、修正の上、決定をさせていただくということにしたいと思えます。

本日の議事は以上でございます。

長時間にわたりましてありがとうございます。

また、今回が最後の審議会であると伺っております。一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

平成17年12月22日に、橋本知事から諮問を受けましてから、ほぼ2年にわたりまして、新合併特例法に基づきます自主的な市町村の合併の推進に関する構想と将来の市町村のあるべき姿について議論を重ねてまいったわけでございます。いろいろ6回の審議会を開催するとともに、市町村長さんに対する構想に関するアンケート調査や面談による意向調査なども実施してまいりました。審議会の委員の皆様には、それぞれの立場から大変見識に富んだ幅広いご意見をいただくともに、答申の取りまとめにご協力をいただき、厚く感謝を申し上げます。

どうぞ、今日も議題になりましたが、龍ヶ崎市と利根町の合併の問題、あるいはパブリックコメントが今まででいいのか、そして相当強い熱をもって執行部の皆さんが推進していかないと事は成らないぞというお話も伺いましたが、ぜひ今までの審議会における委員の皆様方の意のあるところをお汲み取りいただき、総務部長を初め皆さんで新しいものを築いていただきたい、心からお願い申し上げまして、2年にわたる会長職、大変いい経験をさせていただきまして心から感謝申し上げます、どうもありがとうございました。

事務局

最後になりましたけれども、事務局を代表いたしまして、一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

関会長様を初めとする委員の皆様方には、本日のご審議を含めまして、2年間の6回という長い審議会でもございましたけれども、大変いろいろご尽力いただきまして、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

私自身，今回の新法内としまして利根町と龍ヶ崎市ということで，何とか書かせていただいたわけですが，書けるかどうか，書かなきゃいけない中で，やはり関係の皆様方のところへ直接お話をし，何度もお話をし，何とかここまできたということで，少しはほっとしている面もありますが，先ほど会長からお話がありましたように，執行部としては答申をいただいたあとが本番でございますので，強い気持ちで，しかし関係者の理解を十分に得られるように，しっかり調整を進めてまいりたいと思います。本当に長い間ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

事務局

大変お疲れさまでございました。

本日の資料でございますけれども，今日の夕方，マスコミの方にも，資料提供させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。